

名 証 自 規 第 138 号

平成26年 3月17日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所

取締役社長 畔 柳 昇

**売買単位の2種類(100株、1000株)への集約期間の終了と
100株統一のための移行期間の開始について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国証券取引所では、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場会社をはじめとする市場関係者の皆様のご協力により、売買単位を100株に統一することを最終的な目標とした取組みを進めています。

これまで、売買単位を100株に統一する前段階の当面の目標として「100株と1000株の2種類への集約」に向けた取組みを進めてまいりましたが、このたび2種類への集約期間が終了し、今後は100株への統一のための移行期間が開始されることになりましたので、お知らせいたします。

上場会社の皆様におかれましては、引き続き本行動計画へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

【別紙資料】

○売買単位の2種類(100株、1000株)への集約期間の終了と100株統一のための移行期間の開始について (全国証券取引所公表資料)

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ (上場監理担当)

電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp